



熊本県公報

第13384号
令和6年(2024年)
11月19日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○令和6年11月熊本県議会定例会の招集	(財政課)	1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の区域変更	(〃)	2
○道路の区域変更	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課)	4
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(〃)	4
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃)	4
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止	(〃)	5
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更	(〃)	5
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定	(〃)	5
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
○道路の供用開始	(〃)	6

公 告

○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	6
○換地計画の決定	(農地整備課)	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	7
○都市計画法による開発工事に関する工事の完了	(〃)	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	7
○令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札 参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請要領(格 付申請)	(監理課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	9

告 示

熊本県告示第957号

令和6年(2024年)11月29日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第958号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字岩野字小野2412番1、2412番4から2412番6まで、2413番、2416番1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小野2412番1・2412番4から2412番6まで・2413番・2416番1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第959号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ川2328番1・2328番2・2331番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2332番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町霜野字西谷 1106番2地先から 同所 1080番地先まで	20.0	災害防除

- 2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月19日

熊本県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町大字葉木字平野 4677番1地先から	前	3.2 ～ 6.0	541.0	応急復旧工事
			後	3.2 ～ 6.0	541.0	
		八代市坂本町大字坂本字鶴池 4235番2地先まで		4.0 ～	510.0	

				6.0		
2	区域を変更する期日	令和6年（2024年）11月19日				

熊本県告示第962号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町大字中谷字田ノ上 41番1地先から	前	5.8 ～ 6.5	332.9	応急復旧工事
		同所 303番1地先まで	後	5.8 ～ 6.5	332.9	
				3.0 ～ 7.5	330.0	

2	区域を変更する期日	令和6年（2024年）11月19日				
---	-----------	-------------------	--	--	--	--

熊本県告示第963号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字二ノ川2311番、字平田2443番（次の図に示す部分に限る。）、2442番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二ノ川2311番・字平田2442番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2443番
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第964号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字四浦東 764番2地先から	前	9.7 ～ 26.6	356.2	単道改

		同所 570番1地先まで	後 13.5 ～ 35.1	356.2	
--	--	-----------------	------------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）11月19日

熊本県告示第965号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
家入整形外科	阿蘇市内牧353	令和6年（2024年）9月30日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
甲斐田歯科医院	阿蘇郡小国町大字宮原128	令和6年（2024年）10月1日

熊本県告示第966号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
大手町腎・高血圧クリニック 八代市大手町1丁目7-18	大手町クリニック	大手町腎・高血圧クリニック	令和6年（2024年）10月1日

熊本県告示第967号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あきよし調剤薬局	上益城郡益城町惣領1317番1	令和6年（2024年）9月24日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ラシクアーレ光の森	合志市幾久富1656-4 59	令和6年(2024年)9 月1日

熊本県告示第968号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
尾崎 匠	整骨院 四季	玉名市繁根木53-1	令和6年(2024年)10月25日

熊本県告示第969号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	変更事項(施術所の所在地)		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
岩崎 弘文	人吉市駒井田町255-9	人吉市富ヶ尾町7番地2	岩崎整骨院	令和6年(2024年)10月15日

熊本県告示第970号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
橋田 真	訪問マッサージ K E i R O W熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目5-11 神山ハイツII	令和6年(2024年)7月16日
前田 万葉 嶋田 謙志郎	香田鍼灸院	上益城郡嘉島町北甘木2018	令和6年(2024年)10月18日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松井 悦子	訪問マッサージ K E i R O W熊本武蔵	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目5-11 神	令和6年(2024年)9月30日

	ヶ丘ステーション	山ハイツⅡ	
--	----------	-------	--

熊本県告示第971号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字五郎丸 2837番6地先から 同所 2867番1地先まで	90.9	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月20日

熊本県告示第972号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）11月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	鹿本松尾線	山鹿市鹿本町庄字小路 700番1地先から 同所 567番3地先まで	39.8	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）11月19日

公 告

熊本県公告第729号
天草市に事務所を置く楠甫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	丸田 起雄	天草市有明町大浦4222番地
就任 理事	田中 直	天草市有明町楠甫936番地

熊本県公告第730号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営天草中央南地区（寺中1換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年（2024年）11月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 縦覧の期間 令和6年（2024年）11月20日から

- 令和6年(2024年)12月17日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第731号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小池4213番、同4214番1、同4215番、同4217番、同4219番、同4220番、同4221番、同4222番、同4222番2、同4223番1、同4223番2、同4224番1、同4224番2、同4233番1、同4233番2、同4234番、同4235番、同4237番、同4238番2、同4238番3、同4245番1、同栄字沖野2210番、同2212番、同2213番1、同2214番1、同2217番、同2218番、同2219番1、同2222番4、同2223番、同2224番、同2225番2、同2233番2並びに水路及び里道の一部
45, 703.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区上南部二丁目1番地100
株式会社ハピネス

熊本県公告第732号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小池4214番2、同4238番1、同4239番1、同4239番2、同4240番、同4241番2、同4241番3、同4241番4、同4242番2、同4242番3、4242番4の一部、同4242番5、同4243番、同4244番1、同4244番2、同4245番2、同4246番、同4247番、同4248番2、同4249番2、同4251番2、同4251番5、同4252番1、同4253番、同4254番、4255番、同4256番、同4257番、同4258番、同4259番、同4263番2、同4264番2、同4270番2並びに水路及び里道の一部
21, 974.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町津久礼428番地
株式会社テクノ企画

熊本県公告第733号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字上屋敷1217番1の一部、同1222番1、同1224番3、同1225番及び同1231番
4, 697.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺二丁目16番11号
株式会社ホームレボ

熊本県公告第734号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小園135番4
311.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市上庄2112番地
坂本 圭
坂本 瑠奈

熊本県公告第735号

令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 申請の対象者
「令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者で、次のいずれかに該当する者。
(1) 令和5年(2023年)1月から令和6年(2024年)12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
(2) 令和6年(2024年)6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく法定雇用率が適用される者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は専修学校を令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)又は令和5年度(2023年度)に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和6年(2024年)12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者
(4) 令和6年(2024年)9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
(5) 令和6年(2024年)12月31日現在において、常勤の従業員又は役員が県内の消防団に入団している者、県内市町村から消防団協力事業所表示証の交付を受けている者又は保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
(6) 令和5年(2023年)1月から令和6年(2024年)12月までの間に、建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い、5百万円以上の支出を行った者
(7) 令和6年(2024年)9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
(8) 令和2年(2020年)1月から令和6年(2024年)12月までの間に、特許権、NETIS(新技術情報提供システム)又は熊本県新技術・新工法活用促進支援工法への登録が行われた実績のある者
(9) 令和5年(2023年)1月から令和6年(2024年)12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
(10) 令和6年(2024年)9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
(11) 令和6年(2024年)9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
(12) 経営事項審査における審査基準日以降、令和6年(2024年)9月30日までの間に技術職員の人数又は保有資格に変動があった者
(13) 令和4年(2022年)4月1日以降に企業合併等を行い、合併特例措置の適用を受けている者
(14) 平成22年(2010年)4月1日から令和6年(2024年)12月31日までの間に完成した工事(公共工事に限る。)において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
(15) 令和元年(2019年)10月1日から令和3年(2021年)9月30日までの間に、満35歳未満の者を採用し、令和6年(2024年)9月30日現在で3年以上継続雇用している者
(16) 令和2年(2020年)1月から令和6年(2024年)12月までの間に、従業員又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
(17) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤環境配慮計画書(いずれも計画期間に令和6年度(2024年度)を含むものに限る。)を任意で県に提出している者
(18) 令和7年(2025年)1月31日現在において、ブライト企業に認定されている者
(19) 令和7年(2025年)1月31日現在において、熊本県SDGs登録制度に登録されている者

- (20) 令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までを有効期間とする熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、令和6年度(2024年度)における等級より上位の等級に昇格する場合に令和6年度(2024年度)の等級に留まること又は令和6年度(2024年度)の等級より下位の等級に降格することを希望する者
- 2 申請の受付
- (1) 申請の方法
- 次のいずれかの方法によること。
- ① 郵送(簡易書留に限る。)
- ② 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。)
- (2) 受付期間及び提出先
- ① 郵送の場合
- ア 受付期間
- 令和6年(2024年)12月9日(月)から令和7年(2025年)1月22日(水)まで(令和7年(2025年)1月22日の消印有効)
- イ 提出先
- 〒862-8570(住所記載不要)
- 熊本県土木部監理課建設業班 格付担当
- ② 持参の場合
- ア 受付期間
- 令和7年(2025年)1月9日(木)から令和7年(2025年)1月22日(水)まで
- イ 提出先
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 熊本県庁 本館11階 1101会議室
- ウ 受付時間
- 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- 3 提出書類及び提出部数
- (1) 令和7・8年度(2025・2026年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書(別記様式1) 1部
- (2) 別に定める「技術事項等評価項目申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類 1部
- 4 審査及び結果通知
- (1) 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、格付について審査を行う。
- (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者については、当該項目の評価は行わない。
- (3) 審査の結果は令和7年(2025年)3月末までに文書にて通知する予定である。
- 5 問合せ先
- 熊本県土木部監理課建設業班 格付担当
- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話096-333-2485

熊本県公告第736号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年(2024年)11月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (仮称)ラ・ムー八代鏡店
- 八代市千丁町太牟田字平島2266番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田297番地1
代表取締役 大賀 昭司	

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
マミーズ株式会社	福岡県柳川市筑紫町334番地16
代表取締役 大賀 昭司	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
- 令和7年(2025年)7月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 1,637平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

- (2)

駐 車 場 建 物 敷 地 内 7 3 台
駐 輪 場 の 位 置 及 び 収 容 台 数 3 3 台
駐 輪 場 建 物 西 側
- (3)

荷 さ ば き 施 設 の 位 置 及 び 面 積
荷 さ ば き 施 設 No. 1 建 物 北 側 6 5 平 方 メ ー ト ル
荷 さ ば き 施 設 No. 2 建 物 南 側 3 5 平 方 メ ー ト ル
合 計 1 0 0 平 方 メ ー ト ル
- (4)

廃 棄 物 等 の 保 管 施 設 の 位 置 及 び 容 量
廃 棄 物 等 保 管 施 設 建 物 内 北 側 1 3 . 4 8 立 方 メ ー ト ル
- 7

大 規 模 小 売 店 舗 の 施 設 の 運 営 方 法 に 関 す る 事 項
(1) 大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻
2 4 時 間 営 業
(2) 来 客 が 駐 車 場 を 利 用 す る こ と が で き る 時 間 帯
2 4 時 間
(3) 駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 の 数 及 び 位 置
3 箇 所 建 物 敷 地 西 側 及 び 南 側
(4) 荷 さ ば き 施 設 に お い て 荷 さ ば き を 行 う こ と が で き る 時 間 帯
2 4 時 間
- 8

届 出 年 月 日
令 和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 1 月 5 日
- 9

届 出 の 縦 覧 場 所 及 び 縦 覧 期 間
熊 本 県 商 工 労 働 部 商 工 雇 用 創 生 局 商 工 振 興 金 融 課 及 び 熊 本 県 県 南 広 域 本 部 総 務 部 振 興 課
令 和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 1 月 1 9 日 から 令 和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 1 9 日 ま で
- 10

そ の 他
法 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 意 見 を 有 す る 者 は、こ の 公 告 の 日 か ら 令 和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 1 9 日 ま で に 意 見 の 内 容 及 び そ の 理 由 並 び に 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 又 は 所 在 地 (以 下 「 氏 名 等 」 と い う 。) を 記 載 し た 意 見 書 を 熊 本 県 商 工 労 働 部 商 工 雇 用 創 生 局 商 工 振 興 金 融 課 に 提 出 す る こ と が で き る 。
な お、法 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 意 見 の 縦 覧 に お い て、氏 名 等 の 縦 覧 を 希 望 し な い 者 は、そ の 旨 を 申 し 出 る こ と が で き る。